

障がい者雇用支援員（会計年度任用職員）募集要項※パートタイム

項 目	内 容
1 職名	障がい者雇用支援員（会計年度任用職員）
2 募集人数	1人
3 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
4 任用期間	令和8年7月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）
5 勤務職場	職員課分室（市役所本庁舎西棟4階 草加市高砂1-1-1）又は 公用車管理棟（草加市吉町1-1-41）
6 職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が業務を行う上での業務指導・補助、体調管理 ・職場に定着し、安定して勤務できるためのサポート ・障がい者就労支援機関等、障害者が利用している就労支援機関との連携 ・障がいのある会計年度任用職員に分担する業務の調整、開拓等
7 応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士、社会福祉士の有資格者、障がい者就労支援機関、民間企業、特別支援学校等において障がい者雇用・障がい者就労支援等に関する経験があることが望ましい。 ・自動車運転免許（普通自動車第一種運転免許以上）を有している。（※AT限定可） ・パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。 ・窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
8 勤務時間	週30時間勤務（週5日勤務） <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日：8時30分から17時15分までの間で所属長が指定する6時間 ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
9 勤務しない日	<ul style="list-style-type: none"> ・週休日（日曜日及び土曜日）（振替：無） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）
10 休憩時間	60分
11 休暇等	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。（※有給休暇と無給休暇があります。）
12 報酬額	時給 1,472円（地域手当に相当する報酬を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員と同様に通勤手当相当報酬を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給 ・原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の21日に口座振込により支給

13 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入 有
14 応募方法等	<p>申込書類を下記問合せ先に持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。</p> <p>(1) 申込書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員申込書 ・運転免許証の写し ・資格証の写し（有資格者のみ） <p>(2) 申込期間</p> <p>令和8年5月11日（月）から令和8年5月14日（木）までの平日の8時30分から17時15分まで</p>
15 選考方法	<p>書類選考及び面接選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月19日（火）（市役所本庁舎） ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。
16 問い合わせ	<p>草加市総務部職員課分室（市役所本庁舎西棟4階） 住所：〒340-8550 草加市高砂1-1-1 電話：048-922-0151 内線2237 担当：山崎・富岡</p>

※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。